





# 1 実現方策の一例

4つの景観エリアと2つの景観軸の景観形成方針に基づき、それぞれの実現方策の一例を以下に記します。

## (1) 海の景観エリア

### 【方策1】

特徴的な海の景観を保全するため、沿岸に立地する建物や工作物等が周辺の景観と調和するように誘導します。

- ・内海側：港（姫島、馬草、宇津江、泉、伊川津、福江、伊良湖、赤羽根）周辺、潮干狩り（福江、白谷）
- ・外海側：伊良湖岬、恋路ヶ浜、赤羽根ロングビーチ、一色の磯、新井海岸、海食崖



- ・ヨットハーバー越しに緑豊かな山並みと、水辺に調和した景観が眺められます。



- ・彩度の高い建物や、山の稜線を分断する高い建物ができると、違和感のある景観になってしまうので、建築物の高さ・色彩の誘導が必要です。

### 【方策2】

海岸沿いの構造物等の景観的な配慮を図ります。

- ・港周辺、ココナッツビーチ伊良湖、白谷海浜公園、仁崎海水浴場、太平洋ロングビーチ



- ・雑草が生い茂り、海岸への眺望を阻害しています。
- ・白いガードパイプが、背景の自然景観と調和していません。



- ・道路や民地の雑草を刈ることで、海への眺望も良くなります。
- ・ガードパイプをアースカラーにすることで、自然景観に調和します。



景観に配慮した場合



放置した場合

### 【方策3】

海岸沿いの松林の保全及び傷んだ松林の再生を図ります。また景観に配慮した津波対策（ポタ山の活用）の拡充を実施します。

- ・ 仁崎海水浴場、恋路ヶ浜、西ノ浜、江比間海岸 等



・ 海岸沿いの美しい松林も、松くい虫等による松枯れの被害が出ています。



・ 健全な松林となり、防潮、防災上も有効になります。

### 【方策4】

多様な海岸景観を阻害する海岸沿いの漂着ゴミ対策を図ります。

- ・ 港周辺、ココナッツビーチ伊良湖、白谷海浜公園、仁崎海水浴場、太平洋ロングビーチ、一色の磯



・ 海岸沿いの漂着ゴミが景観を阻害しています。



・ ゴミを除去すると、美しい砂浜となります。

### 【方策5】

伊良湖岬、表浜海岸等本市の主要な視点場からの良好な眺望景観の保全を図ります。

- ・ 海岸沿い、海食崖上部、港、太平洋ロングビーチ



・ 片浜十三里の美しい景観も、電柱・電線により魅力が半減しています。



・ 視点場周辺の電柱・電線類対策を行うことで海岸線の連続性が確保され、魅力が向上します。

## (2) 山の景観エリア

### 【方策1】

山の景観を保全するため、山地周辺に立地する建物や工作物等が周辺の景観と調和するように誘導します。

- ・ 蔵王山、衣笠山、大山



- ・ 連続する美しい山並みと、低層の住宅が調和しています。



- ・ 高層の建物は山の稜線を分断しかねません。また、彩度の高い建物は、背後の山の緑とも合っていません。

### 【方策2】

田原の都市の姿を俯瞰する視点場<sup>みかん</sup>について、眺望景観を阻害する要素に対して改善を図ります。また、新たな視点場の創出を図ります。(見る景観)

- ・ 和地小学校北側展望台、岡ノ越、渥美の森展望台、尾村山展望台、東山展望台、衣笠山展望台



- ・ 片浜十三里の美しい景観も、電柱・電線により魅力が半減しています。



- ・ 視点場周辺の電柱・電線類対策を行うことで海岸線の連続性等が確保され、魅力が向上します。

### 【方策3】

天然記念物として指定されている区域では、それらの区域と周辺景観についても保全を図ります。

- ・ 天然記念物として指定されている区域：宮山原始林、<sup>なぐさ</sup> 椈のシデコブシ、黒河湿地



- ・ 黒河湿地などの天然記念物周辺も、自然景観に包まれています。



- ・ 周辺に美しい自然景観に調和していない色彩や規模の建物、広告物が設けられると、美しい自然景観が阻害されます。

#### 【方策4】

緑豊かな農の景観と山並み景観の一体性を維持するために、主要な道路等から望見できる山地に対して、土取場対策を図ります。

- ・ 国道沿道 等



・ 主要な道路から土取跡が目につきます。



・ 土取跡が緑に覆われると、自然な山の景観となります。

#### 【方策5】

ランドマークとしての象徴性や独立性を保てるように、ランドマーク周辺の景観保全を図ります。

- ・ ランドマークとなる山や島（笠山、姫島）



・ 蔵王山から眺める姫島は、地域のランドマークとなっています。



・ 風車等の背丈の高い工作物の位置によっては、姫島への眺望を阻害しかねません。



景観に配慮した場合



放置した場合

### (3) 農の景観エリア

#### 【方策1】

農地景観の広がり感を維持します。

- ・農振農用地（キャベツ畑、温室）、和地温室団地



・山並みとキャベツ畑の緑が、緑豊かな景観を与えています。



・大きな看板類は、背景の緑やキャベツ畑への眺望を遮っています。

#### 【方策2】

まとまりのある農地景観の維持や周辺耕作地への影響等に配慮して、耕作放棄地及び休耕地の有効活用を図ります。

- ・まとまりのある農地景観（芦ヶ池東側の田園）、耕作放棄地



・耕作放棄地は農地景観だけでなく、周辺耕作地への影響も懸念されます。



・作物が植えられれば、景観的にも良好になります。

#### 【方策3】

まとまりのある農地景観の保全を図るために、主要な道路等から望見できる廃温室対策及び高圧鉄塔や風力発電等の高構造物についての景観的な配慮検討します。

- ・まとまりのある農地



・まとまりのある農地景観を、高圧鉄塔が阻害しています。



・高圧鉄塔の周辺に樹木などを植えることにより、修景が図られています。

**【方策4】**

観光客や市民が四季を感じられる農地景観の紹介を検討します。

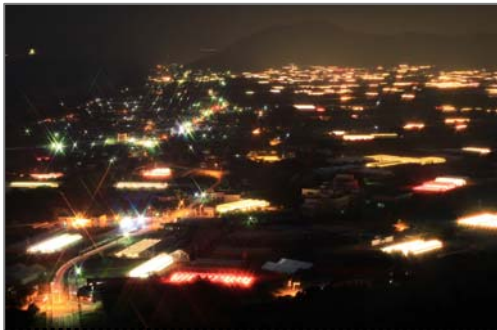
- ・ 国道沿道の農地



・ キャベツ畑



・ 田園



・ まとまりのある温室照明



積極的に  
PRします



景観に配慮した場合



放置した場合



#### (4) まちの景観エリア（市街地）

##### 【方策1】

市街地については公共用地だけではなく、民地についても積極的に緑化を促し、田原市街地の緑の景観の創出を図ります。

- ・ 田原市街地

田原、赤羽根、福江市街地の社寺林や屋敷林の保全並びに緑量増加による景観の質と量の向上を図ります。

- ・ 市街化区域内にある社寺林や屋敷林



・ 豊かな民有地の緑



保全します



・ 高い生垣や社寺林



保全します

##### 【方策2】

市街地等における空き店舗や廃屋等の景観の改善を図ります。

- ・ 市街地



・ 空き地があることで、まちなみ景観の連続性が分断されています。



・ 空き屋や廃屋の中で、歴史的な建物は景観資源として活用することの検討も必要です。  
・ 空き地を活用してポケットパーク等を設け、景観的配慮がされています。

**【方策3】**

市街地内における主要な公共施設等からの蔵王山への眺望景観について、保全や改善を図ります。

- ・ 田原市内の公共施設や主要な道路 等



・ 市街地からの山並みの眺め



・ 派手な屋上広告物のある場合



・ 屋上広告物の面積を半分にした場合



・ 屋上広告物の色彩を周辺の景観に配慮した場合



#### 【方策4】

残された重要な歴史的資源を活かした景観まちづくりを進めます。

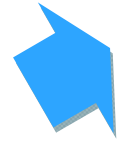
- ・ 田原城跡周辺、寺下通り、福江城坂周辺



・ 寺下通り



・ 福江城坂周辺



保全を  
支援します

#### 【方策5】

特徴的な眺望景観の支障とならないように、周辺の自然景観に調和した工業地景観の創出を図ります。

- ・ 工業地



・ 工業地



・ 緑に覆われた工業地

## (5) まちの景観エリア（集落地）

### 【方策1】

集落地のまとまりのある景観を維持します。

- ・市内の集落地



・海、海岸林、低層の家屋等が地域のまとまりとして眺望できます。



・高層の建物や彩度の高い建物は、このような景観には調和しません。

### 【方策2】

地域で採れる石材を用いたまちなみや屋敷林、生垣の多く残るまちなみ等、古い集落の独自の景観の保全を図ります。

- ・古い集落（白谷清水地域、中山、小中山地区）



・地域で採れる石灰岩の石積みの上に、昔ながらの風情を残した建物が残っています。



・道的美装化や無電柱化によって屋並みが明確になり、落ち着いた雰囲気を感じられるようになります。



景観に配慮した場合



放置した場合

### 【方策3】

歴史的なまちなみをゆっくり安心して散策できるように、歩いて楽しめるネットワークづくりを進めます。

- ・ 古い集落、歴史的まちなみ

古くからある社寺や祭り、歴史的資源周辺では、周辺景観の維持改善を図ります。

- ・ 古くからある社寺（百々神社、長仙寺）や祭り、歴史的資源周辺

緑化や花壇等により緑と花によるまちなみ景観の演出を図ります。

- ・ 多くの人を訪れている場所や優れた景観を有している区域



・ 景観的配慮のない舗装やガードレール



・ 景観的に配慮した舗装やガードレール



・ 趣きのある社寺



・ 彩度の高い建物は歴史的景観に調和しません。



・ 市民参加によって彩られた花壇



取り組みを  
拡大します



景観に配慮した場合



放置した場合

**【方策4】**

地域の景観に配慮した公共公益施設のデザインガイドラインづくりを策定します。

- ・ 小学校や中学校、下水処理場・ポンプ場、道路等も含めた公共公益施設



・ 地域の景観に配慮した野田小学校



・ 表浜海岸のサイクリングロード



・ 港の近くにある広場



策定します

## (6) 沿道景観軸

### 【方策1】

海、山、農の景観の質を高めるため、電線類や広告物に対するコントロールや移設等を実施し、主要な沿道景観の改善を図ります。

・ 国道、主要道路 等

眺望景観を阻害する高圧鉄塔や風力発電、海岸の構造物等の景観的な配慮を検討します。

・ 高圧鉄塔、風力発電、海岸の構造物



・ 美しい海岸景観の眺望を電柱や電線類、白いガードレールが分断しています。



・ 電柱や電線類を整理し、ガードレールを落ち着いた色合いに変えると、海や半島の景観がハッキリします。



・ ヤシノキ並木と海の眺めは、田原市の特徴を表しています。



・ 電柱や電線類を整理できれば、さらに魅力ある景観になります。



・ 市街地からの山並みの眺め



・ 派手な屋上広告物のある場合



・ 眺望景観を阻害する電線電柱類

改善を  
図ります

**【方策2】**

主要な道路沿道については雑草の管理等の改善を図ります。

- ・国道、主要道路 等



・雑草の繁茂した道路



・雑草の少ない道路



景観に配慮した場合



放置した場合



## (7) 河川軸

### 【方策1】

河川景観を阻害する河川沿いのゴミ対策を図ります。

・ 汐川干潟、汐川、免々田川



・ 廃棄された船



・ 自然な川の景観

### 【方策2】

干潟や河川の護岸・構造物等の景観的な配慮を図ります。

・ 汐川干潟、汐川、免々田川



・ コンクリートによる護岸

景観的な  
配慮を図ります

### 【方策3】

干潟や河川景観の質を高めるため、広告物に対するコントロールを実施します。

・ 汐川干潟、汐川、免々田川



・ 河川構造物のブロックや柵が自然的な景観に調和しません。



・ 屋外広告物を無くし、川沿いのブロックも緑化され自然な雰囲気になっています。

**【方策4】**

河川周辺の緑化について、関係機関と協議の上住民と協働で検討を行います。

- ・ 汐川、免々田川



・ 緑の少ない河川沿い



・ 緑の豊かな河川沿い



景観に配慮した場合



放置した場合

## 2 景観づくりへの誘導の枠組み

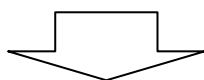
第2章で定めた景観形成方針の実現を図る際、その方針の内容により景観を誘導すべき対象範囲に違いが生じます。

例えば、視点場から眺める眺望景観に関する方針の場合は、その対象範囲は広域的な広がりを持つことになり、駅前や商店街、歴史的な町並み等の境界景観に関する方針の場合はその対象範囲は比較的限定的で、狭い範囲になると言えます。

このような景観形成方針の違いが、上記の景観づくりの際の誘導にどのような違いが生ずるかを整理したのが下図です。

	景観づくりの対象範囲	景観づくりの中でコントロールする要素	関係者（合意形成）
広域景観 (全市レベル)	全市的（広範囲）	大きく目立つもの (限定的)	多数 (多くの市民・企業)
境界景観 (地区レベル)	限定的（地区の範囲）	地区に応じて異なる (多種多様)	地区の住民、事業者等
身近な景観 (市民レベル)	身近な生活の場 (身の回り)	周辺の緑化活動 ゴミ、雑草等 周辺の生活環境	個人

このように、「広域景観については特定の行為について限定的なコントロールを行い、境界景観については地区の景観形成上必要な行為についてきめ細かく、かつ地区を限定してコントロールする、身近な生活の場の景観形成についてはゴミや雑草の除去等を進める」という3つの枠組みを用意することが実際の景観づくりの方策と考えられます。



### < 3層構造の景観形成の枠組み >

- 広域的な景観形成・・・『広い範囲』を対象に『限定された行為（要素）』を誘導  
(広域景観等)
- 地区的な景観形成・・・限定的な『狭い範囲』を対象に『多様な行為（要素）』を誘導  
(境界景観等)
- 生活の場の景観形成・・・身近な生活の場におけるゴミや雑草を除却するなど、市民の手  
(身近な景観) による清潔な景観の形成

### 3 景観形成の実現方策（全市レベル）

#### （1）広域的景観のコントロール

多様な表情をもった景観を有する田原市では、大規模な建築物や工作物、開発など、田原市の景観形成に大きな影響を及ぼす行為はもとより、小さな規模のものでも景観や地域の生活環境に与える影響は大きくなる可能性があります。

従って、市全体の良好な景観形成に向け、広域的な範囲（全市レベル）を対象とし、特定の行為については市として最低限の基準により、景観に配慮、誘導することが大切です。

そのため、景観法第 16 条第 1 項の規定に基づく届出対象行為を定め、行為ごとに景観形成を図るための景観形成基準を設定します。

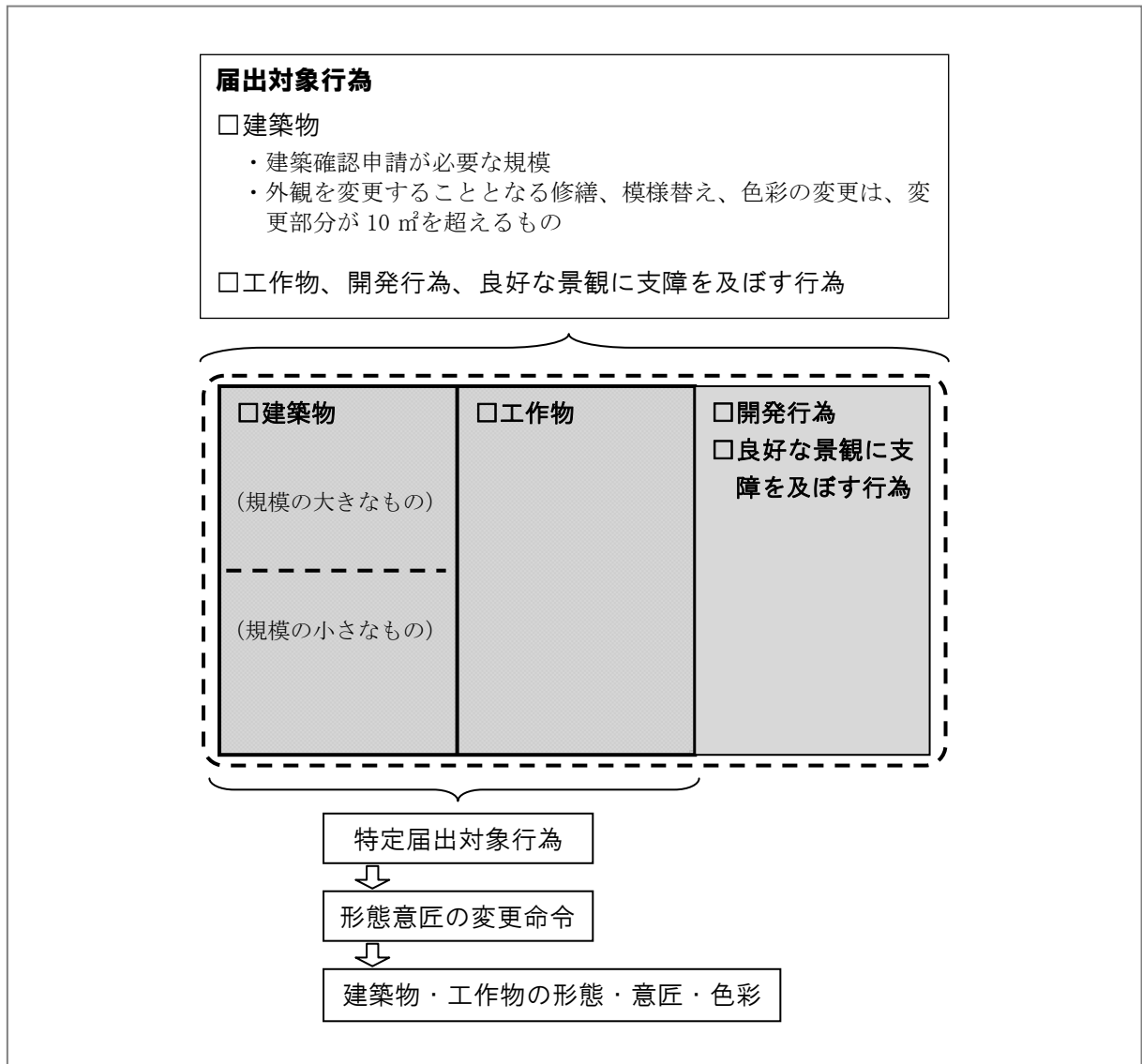
#### （2）景観法に基づく届出対象行為

		届出が必要となる行為の規模等		備考
		まち（市街地）の景観エリア※市街化区域 海・山・農・まち（集落地）の景観エリア※市街化調整区域		
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の新築、増築、改築又は移転</li> </ul>	<b>【高さ・色彩の景観形成基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築確認申請が必要な規模は全て対象</li> <li>外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更は、変更部分が 10 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul> <b>【その他の景観形成基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>高さ 10m 又は建築延べ面積 500 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>増築は、従前建築物全体が上記規模を超えるもので増築部分が 10 m<sup>2</sup>を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの</li> </ul>	景観法第 16 条第 1 項第 1 号	
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>工作物の新設、増築、改築又は移転</li> <li>外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラント等：高さ 10m 又は築造面積 500 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>増築は、従前工作物全体が上記規模を超えるもので増築部分が 10 m<sup>2</sup>を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの</li> <li>改築・修繕・模様替え・色彩の変更は、変更部分が 10 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>鉄塔等：高さ 10m を超えるもの</li> <li>広告塔類：高さ 4m を超えるもの</li> <li>増築は、増築後の高さが上記規模以上のもの</li> </ul>	景観法第 16 条第 1 項第 2 号	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発面積 1,000 m<sup>2</sup>以上</li> </ul>	景観法第 16 条第 1 項第 3 号	
良好な景観に支障を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の開墾</li> <li>土地の形質の変更</li> <li>土石の採取</li> <li>鉱物の掘採</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積 1,000 m<sup>2</sup>以上</li> </ul>	景観法第 16 条第 1 項第 4 号	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積 1,000 m<sup>2</sup>以上</li> <li>堆積の高さ 3m 以上</li> </ul>	景観法第 16 条第 1 項第 4 号	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>木竹の伐採</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積 1,000 m<sup>2</sup>以上</li> </ul>	景観法第 16 条第 1 項第 4 号	

### (3) 景観法に基づく特定届出対象行為

景観法第17条第1項の規定により、変更命令を行うことができる特定届出対象行為を定めま  
す。

- 建築物の建築等で、形態・意匠・色彩の制限に関する事項（景観法第17条第1項）
- 工作物の建設等で、形態・意匠・色彩の制限に関する事項（景観法第17条第1項）



## (4) 景観形成基準

### 1) 建築物

#### 対象となる行為

- ・ 建築物の新築・増築・改築・移転
- ・ 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更

海の景観エリア景観形成基準	
基本事項	周辺の景観との調和に配慮することを基本とする。
配 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。</li> <li>・ 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り後退させる。</li> <li>・ 敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は樹木の保護を図るとともに、建築物の修景に樹木を活かすよう配慮する。</li> <li>・ 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように尾根からできる限り低い位置とする。</li> </ul>
高 さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物の最高高さは10mとする。</li> <li>・ 背景の山並みや周辺のまち並みとの調和に配慮し、突出する高さは避けるよう努める。</li> <li>・ 主要な眺望点からの眺望を妨げないよう配慮する。</li> <li>・ 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないようにできる限り低い高さとする。</li> </ul>
形 態 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。</li> <li>・ 周辺の海や山などの景観との調和に配慮する。</li> <li>・ 建築物全体として統一感のあるデザインとなるよう努める。</li> <li>・ アイスストップとなる場合は眺望景観やデザインに配慮する。</li> <li>・ 外壁のデザインは道路に面する部分だけでなく側面や背面にも配慮する。</li> <li>・ 周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫する。</li> <li>・ 外壁又は屋上に設ける施設は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮した意匠とする。</li> </ul>
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 赤 (R)、黄赤 (YR)、黄 (Y) 系の色相は彩度6以下、明度8以下とし、その他の色相は彩度5以下、明度8以下とする。</li> <li>・ 基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまち並みとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるよう努める。</li> </ul>
素 材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の景観及びまち並みと調和した素材及び材料を使用するよう努める。</li> <li>・ 地域に調和する自然素材 (石、木材等) を使用するよう努める。</li> <li>・ 時間経過による退色、損傷、汚れに耐えうるものを使用するよう努める。</li> <li>・ 清掃等の維持管理のしやすさに配慮する。</li> </ul>
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地内は可能な限り緑化に努める。</li> <li>・ 道路等の公共空間との境界部分は緑化に努める。</li> </ul>
照 明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用光源は穏やかなものとし、周辺の環境に配慮する。</li> </ul>

「高さ」「色彩」に関する景観形成基準の届出対象は、建築物の新築、増築、改築又は移転に関して「建築確認申請が必要な規模」は全て対象とし、「外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの」を対象とします。

山の景観エリア景観形成基準	
基本事項	周辺の景観との調和に配慮することを基本とする。
配 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。</li> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り後退させる。</li> <li>・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は樹木の保護を図るとともに、建築物の修景に樹木を活かすよう配慮する。</li> <li>・山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないように尾根からできる限り低い位置とする。</li> </ul>
高 さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の最高高さは10mとする。</li> <li>・背景の山並みや周辺のまち並みとの調和に配慮し、突出する高さは避けるよう努める。</li> <li>・主要な眺望点からの眺望を妨げないよう配慮する。</li> <li>・山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないようにできる限り低い高さとする。</li> </ul>
形 態 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。</li> <li>・背景の山や周辺のまち並みとの調和に配慮する。</li> <li>・建築物全体として統一感のあるデザインとなるよう努める。</li> <li>・アイストップとなる場合は眺望景観やデザインに配慮する。</li> <li>・外壁のデザインは道路に面する部分だけでなく側面や背面にも配慮する。</li> <li>・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫する。</li> <li>・外壁又は屋上に設ける施設は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮した意匠とする。</li> </ul>
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤（R）、黄赤（YR）、黄（Y）系の色相は彩度6以下、明度8以下とし、その他の色相は彩度5以下、明度8以下とする。</li> <li>・基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまち並みとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるよう努める。</li> </ul>
素 材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観及びまち並みと調和した素材及び材料を使用するよう努める。</li> <li>・地域に調和する自然素材（石、木材等）を使用するよう努める。</li> <li>・時間経過による退色、損傷、汚れに耐えうるものを使用するよう努める。</li> <li>・清掃等の維持管理のしやすさに配慮する。</li> </ul>
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内は可能な限り緑化に努める。</li> <li>・道路等の公共空間との境界部分は緑化に努める。</li> </ul>
照 明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用光源は穏やかなものとし、周辺の環境に配慮する。</li> </ul>

「高さ」「色彩」に関する景観形成基準の届出対象は、建築物の新築、増築、改築又は移転に関して「建築確認申請が必要な規模」は全て対象とし、「外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの」を対象とします。

農の景観エリア景観形成基準	
基本事項	周辺の景観との調和に配慮することを基本とする。
配 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。</li> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り後退させる。</li> <li>・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は樹木の保護を図るとともに、建築物の修景に樹木を活かすよう配慮する。</li> <li>・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように尾根からできる限り低い位置とする。</li> </ul>
高 さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の最高高さは10mとする。</li> <li>・周辺の農地景観やまち並みとの調和に配慮し、農地景観を阻害するような突出する高さは避けるよう努める。</li> <li>・主要な眺望点からの眺望を妨げないよう配慮する。</li> <li>・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないようにできる限り低い高さとする。</li> </ul>
形 態 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。</li> <li>・周辺の農地景観やまち並みとの調和に配慮する。</li> <li>・建築物全体として統一感のあるデザインとなるよう努める。</li> <li>・アイストップとなる場合は眺望景観やデザインに配慮する。</li> <li>・外壁のデザインは道路に面する部分だけでなく側面や背面にも配慮する。</li> <li>・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫する。</li> <li>・外壁又は屋上に設ける施設は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮した意匠とする。</li> </ul>
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤（R）、黄赤（YR）、黄（Y）系の色相は彩度6以下、明度8以下とし、その他の色相は彩度5以下、明度8以下とする。</li> <li>・基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまち並みとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるよう努める。</li> </ul>
素 材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観及びまち並みと調和した素材及び材料を使用するよう努める。</li> <li>・地域に調和する自然素材（石、木材等）を使用するよう努める。</li> <li>・時間経過による退色、損傷、汚れに耐えうるものを使用するよう努める。</li> <li>・清掃等の維持管理のしやすさに配慮する。</li> </ul>
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内は可能な限り緑化に努める。</li> <li>・道路等の公共空間との境界部分は緑化に努める。</li> </ul>
照 明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用光源は穏やかなものとし、周辺の環境に配慮する。</li> </ul>

「高さ」「色彩」に関する景観形成基準の届出対象は、建築物の新築、増築、改築又は移転に関して「建築確認申請が必要な規模」は全て対象とし、「外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの」を対象とします。



まち（市街地）の景観エリア景観形成基準	
基本事項	周辺の景観との調和に配慮することを基本とする。
配 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。</li> <li>・周辺の建築物の壁面位置との調和に配慮する。</li> <li>・道路等の公共空間との境界部分には、公開空地を極力配置し、開放感等の創出に努める。</li> <li>・駐車場の出入口は歩道等に配慮し、その数及び幅を最小限とし、複数道路に面する場合は可能な限り側面又は背面道路を利用するよう努める。</li> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り後退させる。</li> <li>・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は樹木の保護を図るとともに、建築物の修景に樹木を活かすよう配慮する。</li> <li>・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように尾根からできる限り低い位置とする。</li> </ul>
外 構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共空間との境界部分には、沿道としての一体感や連続性を確保するよう努める。</li> <li>・塀、柵等については、歩行者空間が魅力あるものとなるよう、高さやデザインに配慮する。</li> </ul>
高 さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観やまち並みとの調和に配慮し、周囲の建物より突出する高さは避けるよう努める。</li> <li>・統一感のあるまち並み形成に配慮する。</li> <li>・主要な眺望点からの眺望を妨げないよう配慮する。</li> <li>・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないようにできる限り低い高さとする。</li> </ul>
形 態 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。</li> <li>・周辺の景観やまち並みや建築デザインとの調和に配慮する。</li> <li>・建築物全体として統一感のあるデザインとなるよう努める。</li> <li>・アイストップとなる場合は眺望景観やデザインに配慮する。</li> <li>・外壁のデザインは道路に面する部分だけでなく側面や背面にも配慮する。</li> <li>・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫する。</li> <li>・外壁又は屋上に設ける施設は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮した意匠とする。</li> </ul>
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤（R）、黄赤（YR）、黄（Y）系の色相は彩度6以下、明度8以下とし、その他の色相は彩度5以下、明度8以下とする。</li> <li>・基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまち並みとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるよう努める。</li> <li>・屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図るものとする。</li> </ul>
素 材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観及びまち並みと調和した素材及び材料を使用するよう努める。</li> <li>・地域に調和する自然素材（石、木材等）を使用するよう努める。</li> <li>・時間経過による退色、損傷、汚れに耐えるものを使用するよう努める。</li> <li>・清掃等の維持管理のしやすさに配慮する。</li> </ul>
附属建築物 及び 附属設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主体建築物と調和させ、一体感のあるものとなるよう努める。</li> <li>・車庫、自転車置場、倉庫、設備機械室等の附属建築物及びごみ集積所等は、周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。</li> <li>・附属設備等は道路等の公共空間から可能な限り見えないよう設置場所や色彩に配慮する。</li> <li>・屋上に設置する附属設備等は、周囲の壁面を立ち上げるか、ルーバー等で覆うよう努める。</li> </ul>
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内は可能な限り緑化に努める。</li> <li>・道路等の公共空間との境界部分は緑化に努める。</li> <li>・樹木による四季の演出や樹容が優れているシンボルツリー的な植栽に努める。</li> </ul>
照 明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用光源は穏やかなものとし、周辺の環境に配慮する。</li> <li>・ライトアップをする場合は効果的な照明を行い、夜景の演出に配慮する。</li> </ul>

「高さ」「色彩」に関する景観形成基準の届出対象は、建築物の新築、増築、改築又は移転に関して「建築確認申請が必要な規模」は全て対象とし、「外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの」を対象とします。

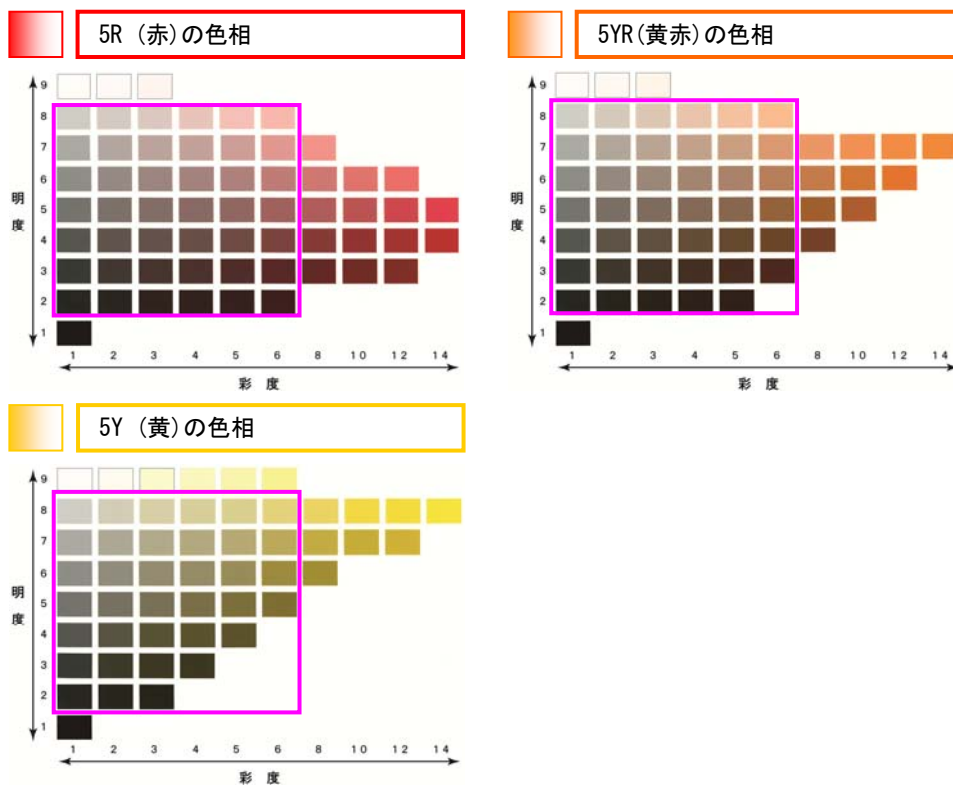
まち（集落地）の景観エリア景観形成基準	
基本事項	周辺の景観との調和に配慮することを基本とする。
配 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。</li> <li>・周辺の建築物の壁面位置との調和に配慮する。</li> <li>・道路等の公共空間との境界部分には、公開空地を極力配置し、開放感等の創出に努める。</li> <li>・駐車場の出入口は歩道等に配慮し、その数及び幅を最小限とし、複数道路に面する場合は可能な限り側面又は背面道路を利用するよう努める。</li> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り後退させる。</li> <li>・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は樹木の保護を図るとともに、建築物の修景に樹木を活かすよう配慮する。</li> <li>・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように尾根からできる限り低い位置とする。</li> </ul>
外 構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共空間との境界部分には、沿道としての一体感や連続性を確保するよう努める。</li> <li>・塀、柵等については、歩行者空間が魅力あるものとなるよう、高さやデザインに配慮する。</li> </ul>
高 さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の最高高さは10mとする。</li> <li>・地域のまち並みを守るため、周囲の建築物より突出する高さは避けるよう配慮する。</li> <li>・主要な眺望点からの眺望を妨げないよう配慮する。</li> <li>・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないようにできる限り低い高さとする。</li> </ul>
形 態 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。</li> <li>・周辺の農地景観やまち並みとの調和に配慮する。</li> <li>・建築物全体として統一感のあるデザインとなるよう努める。</li> <li>・アイストップとなる場合は眺望景観やデザインに配慮する。</li> <li>・外壁のデザインは道路に面する部分だけでなく側面や背面にも配慮する。</li> <li>・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫する。</li> <li>・外壁又は屋上に設ける施設は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮した意匠とする。</li> </ul>
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤（R）、黄赤（YR）、黄（Y）系の色相は彩度6以下、明度8以下とし、その他の色相は彩度5以下、明度8以下とする。</li> <li>・基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまち並みとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるよう努める。</li> </ul>
素 材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観及びまち並みと調和した素材及び材料を使用するよう努める。</li> <li>・地域に調和する自然素材（石、木材等）を使用するよう努める。</li> <li>・時間経過による退色、損傷、汚れに耐えうるものを使用するよう努める。</li> <li>・清掃等の維持管理のしやすさに配慮する。</li> </ul>
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内は可能な限り緑化に努める。</li> <li>・道路等の公共空間との境界部分は緑化に努める。</li> </ul>
照 明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用光源は穏やかなものとし、周辺の環境に配慮する。</li> </ul>

「高さ」「色彩」に関する景観形成基準の届出対象は、建築物の新築、増築、改築又は移転に関して「建築確認申請が必要な規模」は全て対象とし、「外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの」を対象とします。

## ■特例措置

- ・用途上又は構造上やむを得ないと認めたものについては、特例措置として本計画における高さの最高限度の対象外とします。ただしこの場合、あらかじめ（仮称）田原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- ・（仮称）田原市景観条例の施行時に既にある建築物の高さが本計画で定める高さの最高限度を超えている場合は、既存の高さまでの範囲において建替えが可能です。ただし、既存の建築物と同階数での建替えの場合に限り、やむを得ない理由がある場合は、既存の高さより若干の超過を認めるものとします。
- ・市内には既に、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）による三河湾国定公園及び愛知県自然公園条例（昭和 43 年条例第 7 号）による渥美半島県立自然公園、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等により高さの最高限度が定められている地域があります。これらにより定められた高さの最高限度が本計画で定める最高限度よりも数値が小さい場合は、対象関係法令による最高限度が適用されます。
- ・海の景観エリアにおける伊良湖岬先端部の形態制限除外区域（建ぺい率 70%、容積率 400%）については、高さの最高限度の対象外とします。

## ■色彩の基準表示の仕方



## 2) 工作物（全エリア共通）

### 対象となる行為

- ・ 工作物の新築・増築・改築・移転
- ・ 外観を変更することとなる修繕・模様替え・色彩の変更

### 基準

基準	
配 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、良好な景観の保全および形成に配慮する。</li> </ul>
高 さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。</li> <li>・ 統一感のあるまち並み形成に配慮する。</li> </ul>
形 態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然や歴史的な施設等、現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合は、その景観の保全に配慮する。</li> <li>・ 周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。</li> </ul>
意 匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工作物全体として統一感のあるデザインとなるよう努める。</li> <li>・ 建築物と一体となっている場合は、主体建築物と一体感のあるデザインとなるよう努める。</li> </ul>
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまち並みとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるよう努める。</li> </ul>
素 材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の景観及びまち並みと調和した素材及び材料を使用するよう努める。</li> <li>・ 時間経過による退色、損傷、汚れに耐えうるものを使用するよう努める。</li> <li>・ 清掃等の維持管理のしやすさに配慮する。</li> </ul>
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路等の公共空間との境界部分は緑化に努める。</li> </ul>
照 明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用光源は穏やかなものとし、周囲の環境に配慮する。</li> <li>・ ライトアップをする場合は効果的な照明を行い、夜景の演出に配慮する。</li> </ul>

### 3) 良好な景観の形成に支障をおよぼすおそれのある行為（全エリア共通）

#### 対象となる行為

- ・ 土地の開墾
- ・ 土地の形質の変更

#### 基準

緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法面は可能な限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。</li> <li>・ 擁壁は素材、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。</li> </ul>
伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模な木竹の伐採は可能な限り避けるよう努める。やむを得ない場合は周辺景観への影響を最小限に留めるよう努める。</li> </ul>
環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地内にある良好な樹木、水辺等の自然資源を可能な限り保全し、活用するよう努める。</li> <li>・ 生態系に配慮する。</li> </ul>

#### 対象となる行為

- ・ 土石の採取
- ・ 鉱物の掘採

#### 基準

遮蔽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路等の公共空間から容易に望見できないよう採取、掘採位置及び方法を工夫するよう努める。遮蔽する場合は植栽の実施、木塀の設置等、周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。</li> </ul>
環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 採取、掘採後は自然植生と調和した緑化を行い、可能な限り自然環境を復元するよう努める。</li> </ul>

### 対象となる行為

- ・木竹伐採

### 基準

伐採	・大規模な木竹の伐採は可能な限り避けるよう努める。やむを得ない場合は周辺景観への影響を最小限に留めるよう努める。
環境	・生態系に配慮する。

### 対象となる行為

- ・屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の堆積

### 基準

遮蔽	・遮蔽する場合は道路等の公共空間から容易に望見できないよう、植栽の実施、木塀の設置等、周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。
高さ	・物件を積み上げる場合には、可能な限り低くするとともに、整然かつ威圧感のないように積み上げるよう努める。

## 4 限界景観形成の実現方策（地区レベル）

### （１）地区の景観まちづくりに向けた検討

地区レベルである限界景観のコントロールはきめ細かい景観コントロールが必要となるため、地区住民の方との検討が必要となります。

そのため、限界景観、地区レベルでの景観コントロールは景観形成を重点的に行っていく地区（重点整備地区）の範囲を定め、区域を限定して良好な景観まちづくりに向けた取り組みを進めます。



まずは地域のことを考えてみます



地域をよく見てみます



他の都市も参考に見てみます



地域を多くの人と見てみます

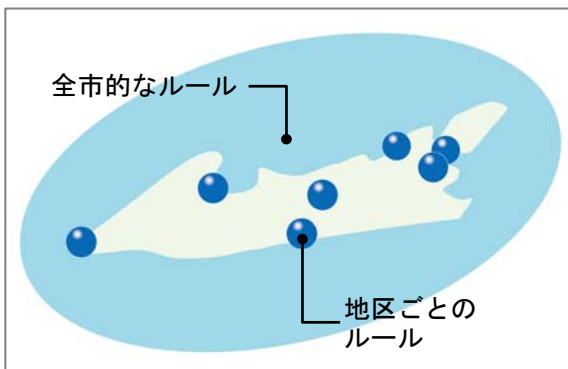


景観まちづくりを実践する組織をつくれます

景観まちづくりの実践

他市における景観まちづくりの取り組み風景

### （２）地区単位のルールづくりの実践



3で示した景観形成基準は、海・山・農・まちごとに分類した全市的なルールで、広域的なコントロールをするための最低限のルールとして機能するものです。

今後は、田原市の多様な特性を持った地域において、市としての最低限の基準をベースに、地域の特性に応じたきめ細かいルールづくりが望まれます。

・ルールのイメージ（P101以降参照）

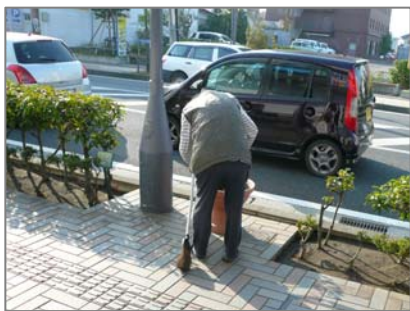
## 5 身近な景観形成の実現方策（市民レベル）

---

### （1）身近な景観形成のコントロール

身の回りの生活空間を向上させるためには、個人個人が身の回りの景観づくりに積極的に係わることが大切です。例えば身の回りのゴミや雑草等を積極的に除去したり、周辺の緑化活動に努めることが考えられます。

このように個人個人で身の回りの景観づくり活動が広がっていくことは、地域の景観の創出につながっていき、かつ、界隈地区の景観向上にもつながります。



お店の前の清掃と花の水やり



ちょっとした気配りがまちの景観をなごませます

他市における風景